

アスベスト除去等工事に関する 各種法令の規制について

**令和3年(2021年)11月
平塚市 環境保全課**

アスベストの規制について

アスベスト

天然の繊維状けい酸塩鉱物の総称(髪の毛の1/5,000程度)

クリソタイル	アモサイト	クロシドライト
アクチノライト	アンソフィライト	トレモライト

アスベスト関連法令(労働安全衛生関係)

昭和50年

石綿を5%を超えて含有する吹付け作業の禁止

平成7年

石綿を1%を超えて含有する吹付け作業の禁止

平成18年

0.1%を超える石綿含有製品の製造、使用等が原則、全面禁止

平成24年

0.1%を超える石綿含有製品の製造、使用等が完全禁止

大気汚染防止法の アスベストの規制強化の経緯

大気汚染防止法

平成8年

吹付け石綿が使用された一定規模以上の建築物の解体等工事に係る届出、作業基準の遵守等を義務付け

平成18年

石綿を含有する断熱材、保温材、耐火被覆材の規制対象への追加
工作物の規制対象への追加

平成25年

解体等工事における事前調査の義務付け
届出義務者の元請業者から発注者への変更

→引き続き、各種課題へ対応していく必要性が判明。
令和3年改正へ

大気汚染防止法における アスベストの規制について

アスベスト除去工事の規制について p. 1～2

規制対象となる石綿含有建材(特定建築材料)

吹付け石綿

石綿含有断熱材、石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材

石綿含有仕上塗材

石綿含有成形板等] 令和3年改正で追加

解体等工事の発注者が配慮すべき事項

事前調査への費用負担等の協力

請負契約における作業基準遵守のための配慮等

事前調査について①

(大気汚染防止法)

アスベスト除去工事の規制について p. 3

元請業者(自主施工者)は原則、全ての解体等工事において事前調査を実施しなければならない。

事前調査の方法(令和3年改正で追加)

書面調査及び目視調査を実施し、石綿含有建材の有無が明らかにならなかったときは、分析調査を実施する。

※分析せず石綿含有とみなすことも可能

配布資料1-1、1-2、1-3

事前調査について②

(大気汚染防止法)

アスベスト除去工事の規制について p. 4

事前調査結果の発注者への説明

元請業者(自主施工者)は、発注者に事前調査結果を
書面で説明しなければならない。

説明の実施時期

解体等工事の開始の日まで

※事前の届出が必要となるアスベスト除去等作業を
解体等工事の開始の日から14日以内に開始する場合は、
届出提出期限(アスベスト除去等作業開始日の14日前まで)
まで

配布資料2

事前調査について③

(大気汚染防止法)

アスベスト除去工事の規制について p. 5

事前調査の記録の作成、備え付け及び保存(令和3年改正で追加)

元請業者(自主施工者)は、事前調査結果の記録を作成し、作業現場に備え付けるとともに作業終了後も保存しなければならない。

備え置く期間

解体等工事の期間中

保存の期間

解体等工事が終了した日から3年間

下請負人に対する説明、指導(令和3年改正で追加)

アスベスト除去等工事を他の者に請け負わせるときは、その下請負人にアスベスト除去等工事に関する事項を説明しなければならない。

説明の実施時期

下請契約を締結する時まで

作業基準の遵守について①

(大気汚染防止法)

アスベスト除去工事の規制について p. 6

元請業者(自主施工者)は作業基準を遵守しなければならない。
下請負人がいる場合は、その下請負人にも作業基準遵守義務が発生する。

作業計画の作成 (令和3年改正で追加)

元請業者(自主施工者)は特定粉じん排出等作業の開始前に作業計画を作成し、その計画に基づき作業しなければならない。

事前調査結果及び作業内容等の掲示 (令和3年改正で一部追加)

元請業者(自主施工者)は事前調査結果及び作業内容等について、周辺住民が見やすい場所に掲示しなければならない。

配布資料3

作業基準の遵守について②

(大気汚染防止法)

吹付け石綿、石綿含有断熱材等の除去等の方法

アスベスト除去工事
の規制について p. 7

1. 掻き落とし、切断又は破砕により除去する場合(建築物等の解体)
養生区域内の負圧の確保、集じん・排気装置の適正使用と動作確認、
工期中における負圧管理と集じん・排気装置の維持管理、
除去対象アスベスト含有建材の薬液等による湿潤化、
異常確認時の速やかな応急措置、除去作業後の除去部分への固化剤散布、
養生解体前の作業場清掃と石綿飛散のおそれがないことの確認
2. 原形のまま取り外すことにより除去する場合(建築物等の解体)
隔離養生(負圧不要)、除去対象アスベスト含有建材の薬液等による湿潤化、
除去作業後の除去部分への固化剤散布、養生解体前の作業場清掃
3. 立入等が危険な建築物等を対象とする場合(建築物等の解体)
散水又はこれと同等以上の効果がある措置
4. 建築物等の改造・補修作業
掻き落とし、切断又は破砕により除去する場合は1.と同様に施工
囲い込み、封じ込めは劣化の程度や、下地との接着状態で実施の可否を判断

作業基準の遵守について③

(大気汚染防止法)

アスベスト除去工事の規制について p. 8

石綿含有成形板等の除去等の方法

1. ケイカル板1種以外の成形板等を除去する場合
原則、切断、破砕等することなく、そのまま取り外すこととし、難しい場合は、湿潤化を徹底する。作業後は作業場を清掃。
2. ケイカル板1種を除去する場合
原則、切断、破砕等することなく、そのまま取り外すこととし、難しい場合は、隔離養生(負圧不要)のうえ、湿潤化を徹底する。作業後は作業場を清掃。

石綿含有仕上塗材の除去等の方法

剥離剤併用手工具ケレン工法が適用できる場合は積極的に採用する。
電動工具を用いる場合は、隔離養生(負圧不要)のうえ、湿潤化を徹底する。
作業後は作業場を清掃。

作業基準の遵守について④

(大気汚染防止法)

アスベスト除去工事の規制について p. 9

作業の記録(令和3年改正で追加)

元請業者(自主施工者)又は下請負人は、特定工事における施工の分担関係に応じて作業記録を特定工事が終了するまで保存しなければならない。

作業が適切に行われていることの確認(令和3年改正で追加)

元請業者は各下請負人が作成した記録により、作業が計画に基づき適切に行われていることを確認しなければならない。

特定粉じん排出等作業の完了確認(令和3年改正で追加)

元請業者(自主施工者)は除去においては取り残しが無いこと、囲い込み及び封じ込めについては適切に施工され石綿の飛散のおそれがないことを「確認を適切に行うために必要な知識を有する者」に「目視確認」させなければならない。

作業基準の遵守について⑤

(大気汚染防止法)

アスベスト除去工事の規制について p. 10

発注者への報告等(令和3年改正で追加)

元請業者は、除去等作業の結果を書面で発注者に報告し、作業完了に関する記録を作成のうえ、発注者への報告書面とともに保存しなければならない。

保存の期間

アスベスト除去等作業が完了した日から3年間

作業の実施の届出

(大気汚染防止法)

アスベスト除去工事の規制について p. 11

届出対象特定工事の発注者(自主施工者)は、特定粉じん排出等作業の開始日の14日前までに届け出なければならない。

届出対象となる特定工事

吹付け石綿、石綿含有断熱材、石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材
が使用されている建築物等の解体等工事

届出様式

特定粉じん排出等作業実施届出書(様式第3の4)

配布資料4

神奈川県生活環境の保全等に関する条例 におけるアスベストの規制について①

県条例のアスベスト規制について p. 1

県条例の規制対象となる石綿含有建材

吹付け石綿

石綿含有断熱材、石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材

管理体制の整備

元請業者(自主施工者)は、発注者、元請業者(自主施工者)、アスベスト除去業者、環境測定業者からなる管理体制を整備しなければならない。また、作業の管理、**住民等への周知**、環境測定、非常時の通報・措置に関する施工体制図と非常時の連絡体制図を作成しなければならない。

住民等への周知

元請業者(自主施工者)は、周辺住民等に対し、大気汚染防止法に基づく掲示板以外の方法で周知しなければならない。

神奈川県生活環境の保全等に関する条例 におけるアスベストの規制について②

県条例のアスベスト規制について p. 2

大気中の石綿濃度等の測定

かき落とし、切断又は破碎を伴う石綿排出等工事の元請業者（自主施工者）は、工事場所周辺における大気中の石綿濃度等を測定し、その結果を記録、保存しておかなければならない。

測定結果の記録と保存

（記録事項）

測定の日付及び時刻、測定時の天候、測定者、測定箇所、測定方法、測定時の石綿排出等作業の実施記録（その周囲の状況を含む。）

（保存期間）

3年間

配布資料5

神奈川県生活環境の保全等に関する条例 におけるアスベストの規制について③

発注者への説明

元請業者は、管理体制、周知計画並びに環境測定を実施する場合は、その計画について、発注者に書面で説明しなければならない。

石綿排出等作業に係る届出

県条例のアスベスト規制について p. 3

発注者(自主施工者)は、石綿排出等作業の開始日の14日前までに届出なければならない。

届出は大気汚染防止法と県条例のセット

届出様式

石綿排出等作業管理計画等届出書(第19号様式)

配布資料6-1

石綿排出等作業の完了の報告

発注者(自主施工者)は、石綿排出等作業の完了日から30日以内に報告しなければならない。

用意できた資料で一旦提出してください

報告様式

石綿排出等作業完了報告書(第20号様式)

配布資料6-2

神奈川県生活環境の保全等に関する条例 におけるアスベストの規制について④

県条例のアスベスト規制について p. 3

非常時の措置

元請業者(自主施工者)は、石綿排出等作業の作業場周辺で石綿繊維数濃度が1本/ℓを超えたとき又は石綿が漏えいしているおそれが生じたときは直ちに作業を中止し、平塚市へ通報のうえ、石綿飛散防止措置を講じなければならない。

また、措置実施後は、発生原因や措置内容等について平塚市へ報告しなければならない。

報告様式

石綿飛散防止に係る応急措置等報告書(第21号様式)